

# 第 1 章 京都市民長寿すこやかプランについて

# 1 京都市民長寿すこやかプランの位置付け

## (1) 高齢者保健福祉計画とは

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられており、元気な高齢者への健康づくりや生きがいつくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

## (2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられており、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

## (3) 京都市民長寿すこやかプランとは

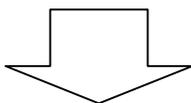
高齢者保健福祉計画は、高齢者の福祉及び保健事業全般にわたる供給体制づくりなどについて定めるものであり、介護保険事業計画の内容を包含するものです。また、老人福祉法及び介護保険法では、これら2つの計画を一体的に策定することとされており、本市においては両計画を調和のとれた計画とするため、「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定しています。

さらに、この計画は、「安らぎのあるくらしと華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を受け、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示した「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画のひとつとして策定しています。

## 【プランの位置付け】

### 京都市基本構想

21世紀の京都のまちづくりの方針を  
理念的に示す長期構想（2001～2025年）



#### はばたけ未来へ！ 京プラン （京都市基本計画）

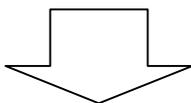
基本構想の具体化のために全市  
的観点から取り組む主要な政策  
を示す計画  
（平成23（2011）～32（2020）年度）

#### 実施計画

重点戦略及び行政経営の大綱を推進す  
るための計画  
（平成24（2012）～27（2015）年度）

#### 各区基本計画

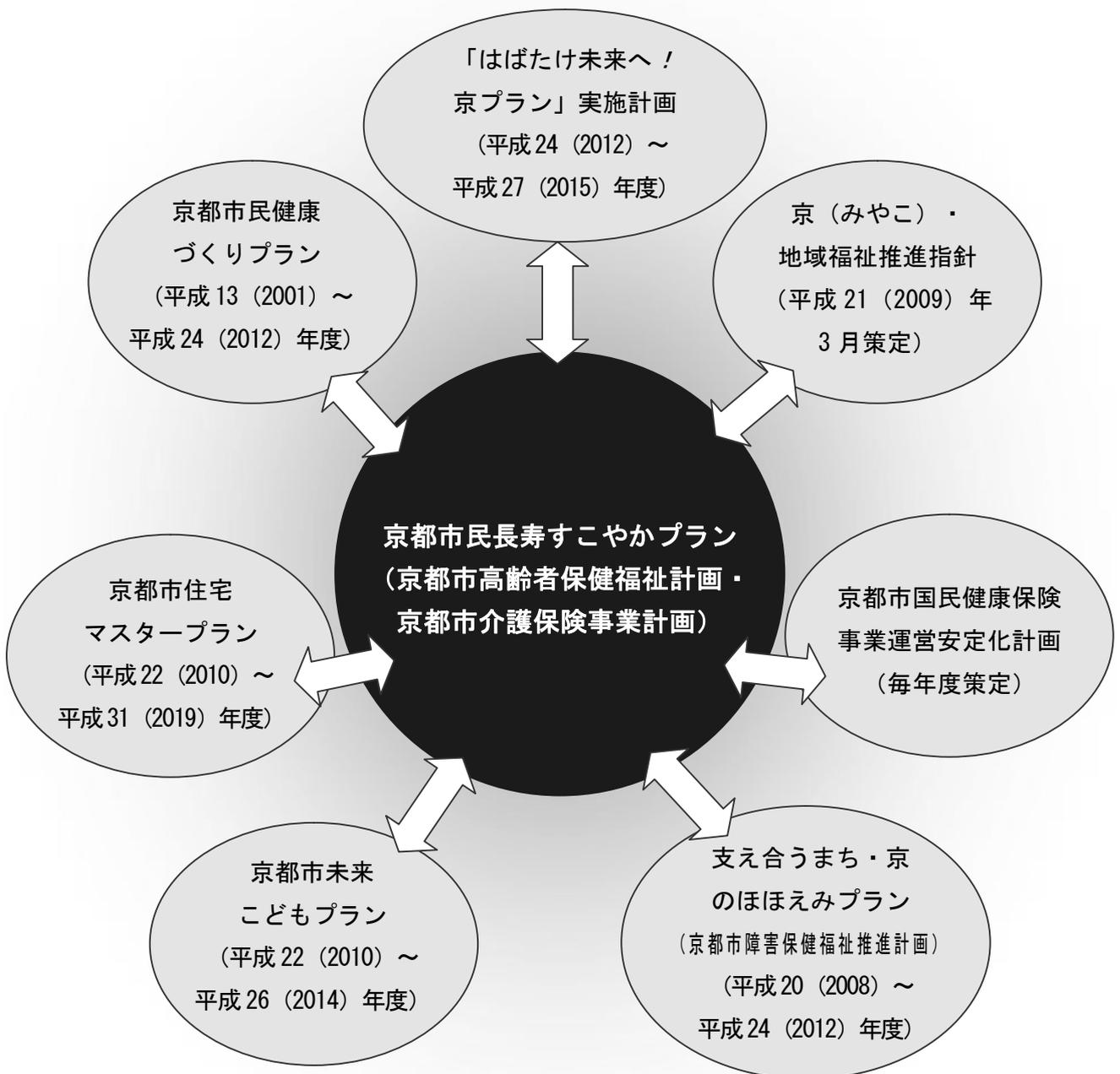
基本構想に基づく各区の個性を生  
かした魅力ある地域づくりの指針  
となる計画  
（平成23（2011）～32（2020）年度）



### 京都市民長寿すこやかプラン （京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）

このプランは、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」における高齢者保健福祉分野を具体化する計画として、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画及び関連する他の分野別計画との整合を図るとともに、十分な連携のもとに推進します。

【主な分野別計画等との連携】

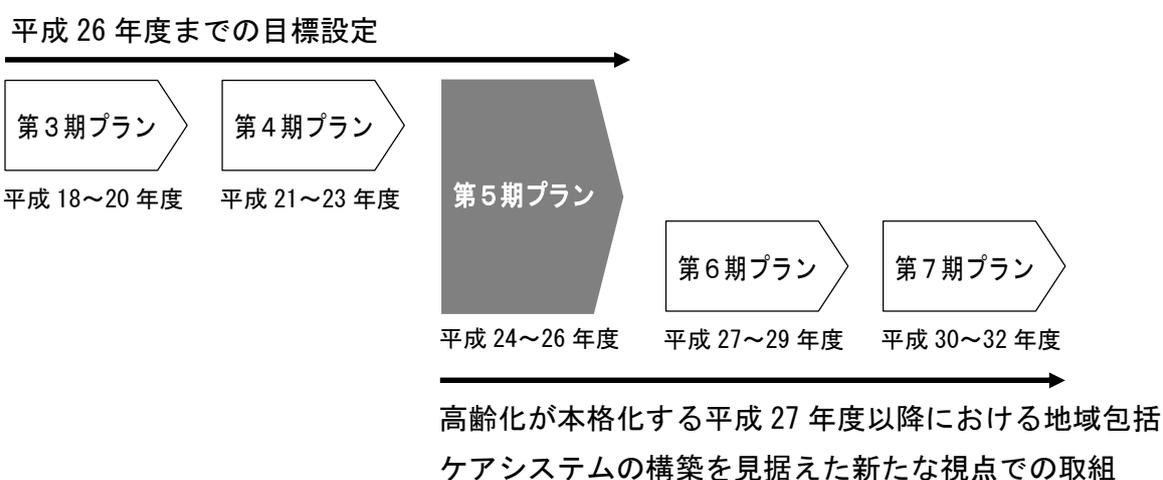


## 2 プランの期間

このプランの期間は平成24年度から26年度までとし、第3期プランにおいて設定した平成26年度までの目標を達成する仕上げのプランとして、第3期、第4期プランの延長線上に位置付けます。

また、いわゆる団塊の世代が後期高齢期に差し掛かる平成37年（2025年）頃に地域包括ケアシステムを完成することを目指し、今後の更なる高齢化への対応等を見据えた新たな視点での取組をスタートするプランとしても位置付けます。

### 【プランの期間】



## 3 市民参加によるプランの策定

### （1）京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の開催

市民公募委員をはじめ、医療、介護、保健、福祉の関係者で構成される「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」において、プランの内容等の協議を行っています。

### （2）市民意見・ニーズの反映

プランの策定に当たっては、市民の意見を取り入れるため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会への市民参加や公開のほか、平成22年度に1万人を超える市民を対象とした「高齢社会対策実態調査／高齢期の生活と健康に関する調査」を実施し、プラン策定のための基礎資料として活用しました。

また、このプランの中間報告について、平成23年12月から1箇月以上にわたるパブリックコメントを実施するとともに、市民説明会を開催し、市民の皆様から御意見・御提言をいただくなど、市民参加によりプランづくりを進めてきました。

## **ア 中間報告に係る市民説明会の開催と御意見・御提言の募集（パブリックコメント）**

### **（ア）市民説明会の開催**

市民の皆様はプラン策定の検討内容を知っていただくとともに、市民の皆様はプランに反映させていくため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」での議論を経て、平成23年12月に第5期プランの中間報告をとりまとめました。

この中間報告に対する市民説明会は、平成23年12月8日、「ひと・まち交流館 京都」において開催し、第4期プランの取組状況、第5期プランの基本的な考え方及び重点課題ごとの取組方針と主な施策、介護サービス量の推計などについて説明しました。

なお、市民説明会には、130人の市民の皆様は御参加いただきました。

### **（イ）御意見・御提言の募集（パブリックコメント）**

平成23年12月から平成24年1月にかけて、中間報告に係るパブリックコメントを実施し、市民説明会当日のものを含め、46通、104件の御意見・御提言をいただきました。

いただきました御意見・御提言につきましては、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会に報告するとともに、第5期プランを策定するうえで参考とさせていただきます。また、御意見・御提言とそれに対する本市の考え方（回答）については、本市ホームページにおいて公開しています。

## **イ 京都市政出前トーク等の実施**

市民の皆様は市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて共に考えるきっかけとするため、担当部署の職員が出向いて施策や事業、まちづくりについて説明する京都市政出前トークや各種会合等、あらゆる機会を活用する中で、介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況、第5期プランの策定等について共に考える学習機会を市民の皆様は積極的に提供しました。

なお、中間報告に関しては、39回、559人の市民の皆様は説明を行いました。